平成３０年（フ）第４１号
東京都渋谷区広尾５丁目19番17号　レジディア広尾Ⅱ　802
破産者　梶本　周嗣
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
北海道河西郡芽室町西７条３丁目２番地　高岩団地258号
破産者　中村　卓郎
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
岩手県大船渡市猪川町字中井沢36番地21
破産者　千葉ハツ子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第９０号
群馬県高崎市菅谷町77―63　杉本貸家Ｂ棟、住民票上の住所群馬県高崎市小八木町1138番地１
破産者　朴　　貞愛（ＰＩＡＯ　ＺＨＥＮＡＩ）
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０７号
群馬県富岡市富岡1008番地４
破産者　大工原　茂
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１０８号
群馬県富岡市富岡1008番地４
破産者　大工原恵美
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２２６号
群馬県高崎市鶴見町15番地２　ウスダム高崎２号棟601号
破産者　寺沢　　充
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１６９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目10番３号
破産者　名取　祥平
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１号
川崎市川崎区京町２丁目２番18―106号　京町コーポラス第４
破産者　佐藤　信一
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８６号
川崎市中原区下沼部1904　ＩＷＡＳＡＫＩハイツ201、住民票上の住所埼玉県新座市野火止５丁目21番11号
破産者　富樫　　茂
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６２号
川崎市高津区坂戸３丁目３番２―110号
破産者　奥田　充史
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７号
静岡県富士宮市淀師157番地の６　レオパレスＭＡＰＬＥ210号、開始決定時の住所静岡県富士宮市朝日町22番６号
破産者　桑原　宏和
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第１６号
静岡県富士市中里298番地の１　ガーデンコートＫ　Ｂ―105号
破産者　石原　和明
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３３３号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目24番18号　東雲館102号、開始決定時の住所静岡県浜松市中区春日町131番地の２　アーバンライフ江西Ａ―202号
破産者　菅沼　啓介
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第８号
山口県岩国市川口町２丁目１番１号102号室
破産者　渡邉　洋子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１２号
香川県丸亀市城東町３丁目５番２―203号　県営住宅南
破産者　松田　浩弥
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目36番12号
破産者　井手上加代子
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

第明治三十五種郵便物認可
平成三十年三月三十一日

発行所　〒162-8675　東京都新宿区市谷本村町3-13　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3887)4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）